

参考

丹波篠山市環境保全条例抜粋

第2節 指定家畜飼養施設に関する規制

(指定家畜飼養施設設置の届出)

第29条 規則で定める家畜を飼養する施設(以下「指定家畜飼養施設」という。)

を設置しようとする者は、あらかじめ設置届出書その他の書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の内容が法令等で定める規制基準のすべてに適合しているものと認めるときは、当該届出を受理しなければならない。

3 市長は、第1項の届出を受理するにあたっては、生活環境の侵害を防止するために必要な限度において条件を付することができる。

丹波篠山市環境保全条例施行規則抜粋

(指定家畜飼養施設等の定義)

第15条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定家畜飼養施設 次条各号に定める家畜及び飼育数を飼養する目的で設置する次に掲げる施設をいう。

ア 畜舎又は家禽舎

イ 家畜排せつ物の処理施設及び保管施設

ウ 飼料貯蔵庫

エ パドック(運動場)

オ 放牧地

カ その他 家畜の飼養に要する施設

(2) 新築 新たに指定家畜飼養施設を設置することをいう。

(3) 改築 既存の指定家畜飼養施設を同種・同規模の範囲内で建て替え、又は改造することをいう。

(4) 増設 既存の指定家畜飼養施設の敷地内(増築を含む。)又は同敷地に接する範囲において新たに指定家畜飼養施設を設置することをいう。

(5) 移転 既存の指定家畜飼養施設を廃止し、従前の施設敷地外において新たに指定家畜飼養施設を設置することをいう。

(指定家畜飼養施設規制基準)

第15条の2 家畜又は家禽類を飼育しようとする施設の設置については、その対象とする飼育数(上限)及び近隣住家からの距離(以下「規制距離」という。)

は、次のとおりとする。ただし、指定家畜飼養施設を増設する場合で次に定める規制距離の範囲内の近隣住家及び当該範囲内の地域を代表する者の同意があるとき、又は改築する場合は、その限りでない。

- (1) 牛 10頭以上 50メートル以上、30頭以上 100メートル以上
(生後12月以下のものの数は実数に0.5を乗じたものとする。)
- (2) 豚、猪 20頭以上 50メートル以上、30頭以上 100メートル以上
(生後2月以下のものの数は実数に0.2を乗じたものとする。)
- (3) 鶏 500羽以上 50メートル以上、1000羽以上 100メートル以上